## 商品概要説明書

## 積立式定期貯金<満期型>

(2019年10月1日現在)

	(2019年10月1日現在)
1. 商品名	・積立式定期貯金<満期型>
2. ご利用いただける	・個人および法人(団体を含む。)
方	
3.期間	
(積立期間)	・6か月以上10年以下
(据置期間)	・1 か月以上3年以下
4. 預入方法	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(1)預入方法	  ・自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期に
(1) 100 00 10	より預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。
	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
(2)預入金額	・ 頂八時のね中し山により、取入も回まで増銀力を設定できまり。   ・ 1 回あたり 1 円以上
(3)預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
0 11 1	・一部支払、明細支払および概算金支払ができます。
6. 利 息 (1) 適用金利	
(1) 週用金利	(個人)
	・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、
	預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー
	一定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。
	・なお、満期日前1年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日において
	すでに預入されている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定
	日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。
	(法人)
	・各分割預入時におけるスーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約
	定利率を適用します。
(2) 支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	
	・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの
	期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金<単利型>ま
	たは大口定期貯金の計算方法を適用します。
	(法人)
	・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20%(国税 15%、地方税 5 %)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税
	15.315%、地方税5%)の分離課税となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合わせ
方法	ください。
7. 手 数 料	_
	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。
8. 付加できる特約事	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
0 由冷奶幼吐の時期	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
9. 中途解約時の取扱	回刃   ロリバー//th/1 / での ロ は、 ロ /上刃   以   亚 / ノ 〒 /と//th/   ジ / バ   / バ
V	

	ローサムした。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満 たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により 保護されます。
11. 苦情処理措置 及び紛争解決措置 の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部金融課(電話:072-725-0752)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※)そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融共済部金融課にお問合わせください。)公益社団法人民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当り
	ます。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合わせください。
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問合わせください。

JA大阪北部